

第 17 章

WTO の紛争解決手続

「序論」において述べたとおり、本報告書は、貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための具体的な対応策を示すことを目的としており、WTO 紛争解決手続の活用を、問題の解決手段として特に重視している。これは WTO の紛争解決手続が、国際的に合意されたルールに基づき客観的な解決を図る手段として、国家間の経済紛争が不必要に長期化したり、政治化したりするのを避ける上で有効に機能しているためである。

WTO 協定の下では、紛争解決手続に係る規律として、「紛争解決に関する規則及び手続に関する了解 (DSU)」が設けられるとともに、サービス協定第 22 条・第 23 条等をはじめとする各協定における特別又は追加的な手続に関する条項、更に

上級委員会手続規則等が策定されており、紛争解決のためのメカニズムを提供している。WTO 紛争解決手続には、あっせん、調停、仲介、仲裁といった手続も備えられているが、その中心は、GATT 第 22 条及び第 23 条に基づく「協議」及び「小委員会 (パネル) 手続」と、それに関連する一連の手続である。

本節においては、まず DSU に規定されている「協議」及び「小委員会 (パネル) 手続」をはじめとした一連の紛争解決手続を概観した後、現在、WTO ドーハ・ラウンドで行われている DSU 改正交渉を紹介し、最後に我が国が関与する紛争案件を見ることとする。

1. WTO 紛争解決手続の概要

(1) 紛争解決手続の対象となる紛争案件

DSU 第 1 条 1 は、同了解が適用される協定として、以下のとおり規定している。

- ① 本了解の附属書 1 に掲げる協定の協議及び紛争解決に関する規定に従って提起される紛争
- ② WTO 設立協定及び本了解に基づく権利及び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決
上記規定に基づいて、具体的に適用される協定の代表的な例は下記のとおりである。

- ・世界貿易機関を設立する協定
- ・関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)
- ・農業に関する協定

- ・衛生植物検疫措置に関する協定 (SPS)
- ・貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)
- ・貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs)
- ・1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定 (アンチ・ダンピング協定)
- ・補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM)
- ・セーフガードに関する協定 (SG)
- ・サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)
- ・知的所有権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS)
- ・政府調達に関する協定 (GPA)

(2) 協議

従来から GATT は、二国間協議を非常に重視してきており、二国間協議によって紛争が解決した事例も多い。GATT には GATT 第 8 条第 2 項(輸出入に関する手数料及び手続につき他国から要請を受けたときは、自国の法令の実施につき検討しなくてはならない旨規定)、「制限的商慣習に関する協議についての 1960 年 GATT 決定」(国際貿易における競争を制限する商慣習につき他国から協議要請を受けたときは、誠実な考慮を払い、協議のための適切な機会を与えてはならない旨規定)等全く独自の手続も存在するものの、パネル手続に先立つ、より「正式」な協議を規定する中心的条項としては、GATT 第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項が挙げられる。

① GATT 第 22 条協議及び同第 23 条協議

両規定の違いとして、前者の GATT 第 22 条に基づく協議においては、協定の運用に関するものであればいかなる問題についても申立てを行うことができる一方、後者の GATT 第 23 条に基づく協議では、以下のとおり、協議の対象とできる措置に一定の制限が課されている点が挙げられる。すなわち、加盟国は、

- 「(a) 他の加盟国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果として、
- (b) 他の加盟国がこの協定の規定に抵触するかどうかを問わず、何らかの措置を適用した結果として
- (c) 又はその他の何らかの状態が存在する結果として、

この協定に基づいて直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害され、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認めるとき」は、当該他の加盟国に協議を申立てることができる旨規定されており、「協定上の利益の無効化・侵害」に関する紛争案件がその対象となる。また、2 種類の協議におけるその他の相違点として、第三国参加が 22 条協議にしか認めら

れないことが挙げられる。同様の区別はサービス協定第 22 条と第 23 条との間においても見られる。

② DSU 第 4 条協議

WTO の下における紛争解決手続を定めた DSU は、GATT 第 22 条及び第 23 条に定められた従来の GATT の紛争手続の基本原則を踏襲することを定めている (DSU 第 3 条 1 項)。協議手続に関しても DSU 第 4 条に規定が置かれており、申立てを受けた国は、これに対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のため適当な機会を与えなければならない。また、協議においては、当該問題につき満足すべき調整を行うよう努めるべきとされている。

DSU 上の協議要請は、協議要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を書面に示し、相手側に送付するとともに、WTO の紛争解決機関 (DSB : Dispute Settlement Body) 等に通報を行うことで成立する (DSU 第 4 条 4)。要請を受けた相手国は、要請を受けた日の後 10 日以内に回答を行い、かつ、相互に満足すべき解決を得るため、原則として要請を受けた日の後 30 日以内に誠実に協議を始めなければならない (DSU 第 4 条 3)。

協議要請文書は当事国以外の WTO 加盟国にも配布され、当事国以外の加盟国のうち、当該案件に関心を有する国は、第三国として参加を要請することができる。なお、被申立国は、第三国参加要請国に「実質的な貿易上の利害関係」がないことを理由に第三国参加要請を拒否することができることとされている (DSU 第 4 条 11)。

(3) 小委員会 (パネル) 手続

① パネル設置

協議により満足すべき調整が行われなかった場合、GATT 第 23 条第 2 項は、加盟国に対し前述のような「協定上の利益の無効化・侵害」に係る申立て事由につき紛争解決機関 (DSB : Dispute Settlement Body、旧 GATT の下では「締約国団」) に付託することを認めている。

旧 GATT の下では、紛争案件が締約国団へ付託されると、紛争当事国及び中立国によって構成される「作業部会」に案件が移されることもあった。「作業部会」は、当事国の主張を整理し議論をするが、法的判断を下すことまでは求められず、一種の交渉の場として機能し、紛争解決が図られていた。しかしその当時にも、政府・団体の代表としてではなく個人の資格で職務を遂行するパネリストによって構成され、当該紛争について主に法的観点から判断を下す「小委員会（パネル）」方式も存在し、その後は「小委員会方式」が定着した。また、WTO 紛争解決手続では二審制が導入され、上級委員会が設置された。なお、GATT の規定上は、第 23 条第 2 項に基づきパネル設置をするために、第 23 条第 1 項に基づいて協議を経る必要があるが、慣行上は、第 22 条協議を行えば、第 23 条協議を経ずにパネルが設置できるとされてきた。

WTO 紛争解決手続においては、GATT 第 22 条協議と GATT 第 23 条協議を区別せず、被申立国が協議要請を受領した日の後 60 日以内に協議によって紛争が解決しなかった場合には、申立国は DSB に対し、文書でパネル設置を要請できる (DSU 第 4 条 7)。パネル設置を要請する文書には、協議が行われたという事実の有無及び問題となっている特定の措置を明記し、更に被申立国のどのような措置が協定に非整合的であるか等を記載する必要がある (DSU 第 6 条 2)。パネル設置要請文書の内容は、パネルの付託事項 (terms of reference) を決定する効果があるので、極めて重要である。

DSB の意思決定は原則コンセンサス方式とされているものの、小委員会の設置 (第 6 条 1)、小委員会及び上級委員会の報告の採択 (第 16 条 4、第 17 条 14)、対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の承認 (第 22 条 6) に関しては、DSB の会合に出席している加盟国のすべてが反対しない限り決定が行われる、いわゆる「ネガティブ・コンセンサス方式」が採用されている。DSB が小委員会を設置することについて限って述べれば、DSU

第 6 条 2 に「小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において小委員会を設置する」と規定されている。

なお被申立国は、パネル設置の承認に対して 1 回だけ拒否権を行使できることとなっており (DSU 第 6 条 1)、ほとんどの場合、第 1 回目のパネル設置要請においてはパネル設置に同意しない。このため、大半の場合、当該案件が議題として登録された 2 回目の DSB 会合においてパネル設置が認められ、パネルが設置されることとなる。なお、パネル設置が承認される場ないし、パネル設置後 10 日以内に、当該案件に利害関係を有する等の理由から第三国参加を希望する加盟国はその意思を表明する必要がある。

②パネル構成

パネルが設置された後はパネリストの選任手続に進むことになる。パネリストの選任は通常 WTO 事務局によるパネリスト指名の提案に基づいて行われる (DSU 第 8 条 6)。一般的には、WTO 事務局が当事国を招集し、出身地域、職歴、専門性等、どのような条件のパネリストが望ましいか又は望ましくないかについて両当事国から聴取する。

その後、事務局は、6 名程度のパネリスト候補者の名前と略歴が記されたリストを作成し、両当事国に対して提示する。紛争当事国及び第三国参加した国の国民は、紛争当事国が別段の合意を行った場合を除いてパネリストを務めることはできないとされている (DSU 第 8 条 3)。

両当事国は、「紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない」(DSU 第 8 条 7) とされているものの、反対の理由がやむを得ないか否かについては緩やかに解釈されているため、事務局から数度にわたって候補者が提示されても双方から受け入れられない場合も多い。なお、パネル設置 20 日以内にパ

ネリストについて合意がなされない場合、事務局長が当事国等と協議の後、パネリストを決定することとなっている（DSU 第8条7）。

③意見書の提出

パネルが構成されると、パネリスト、事務局及び当事国が参加し、パネル手続の日程及び検討手続を確定するためのパネル組織会合が開催される。続いて、パネルの構成から3週間ないし6週間を経て、申立国は、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書をパネルに提出する。また、申立国の意見書受理後、2週間ないし3週間を経て、被申立国は意見書をパネルに提出する（DSU 附属書三の12）。意見書の構成についてDSUにおいて特段の規定はないが、①序論、②背景となる事実、③手続的論点、④法的主張、⑤結論、の5つから構成されている例が多い。

意見書の公開については、「小委員会の審議及び小委員会に提出された文書は、秘密のものとして取り扱われる。この了解のいかなる規定も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない」（DSU 附属書Ⅲの3）と規定されており、当事国が自らの意見書を公開することは認められている。実際に、米国やEUは自国の意見書の多くを公開しているほか、我が国も自国の意見書の一部について、ウェブ上で公開している。

④パネル会合

パネル会合は通常2回行われる。パネル会合は、法廷のような特別の設備において行われるわけではなく、WTO 建物内の通常の会議室を用いて行われ、慣行により、他のWTOにおける会議と同様、原則、非公開とされている。パネル会合は通常、1～3日間開催される。

第1回パネル会合は、被申立国からの意見書受理後1～2週間後に開催される（DSU 附属書Ⅲの12）。第1回パネル会合は、はじめにパネル議長から会合の進め方について簡単な説明が行われ、続

いて申立国、被申立国の順に提出した意見書についての口頭陳述が行われる。その後、パネルから当事国に対して質疑応答等が行われるほか、紛争当事国間で質疑応答が行われる場合もある。次に第三国会合が開催され、第三国のステートメント、質疑応答の順で進行される。原則として第三国参加国が参加できるのは第三国会合のみであり、当事国会合には参加できない。

第2回パネル会合は、第1回パネル会合開催後、通常2か月から3か月後に開催される。第2回パネル会合では、主に第1回パネル会合における相手国の主張に対する反論が行われる。第1回パネル会合と異なり、第2回パネル会合の際に第三国会合は行われないほか、当事国で特別な合意を行わない限り、第三国参加国は、意見書の提出も行うことができず、当事国が提出する意見書も入手することもできない。

⑤中間報告書

第2回パネル会合後、パネルから当事国へ中間報告書（秘密扱い）が送付される。中間報告書にはパネルによる事実認定及び結論が記述されており、当事国は、中間報告書において初めて自国の主張が認められたか否かについて知ることができる。中間報告書の内容について、当事国は技術的な部分について意見を提出し、修正を求めることができる。

⑥最終報告書

DSUにおいて、パネルの構成及び付託事項について合意された日から最終報告書が当事国に送付されるまで「原則として6か月を超えない」とされている（DSU 第12条8）。なお、パネルが6か月以内に報告書を送付することができない場合には、送付するまでに要する期間の見込みとともに遅延の理由を書面によりDSBに通報する（DSU 第12条9）。案件が高度に技術的で事実認定が困難なものや、解釈の難しい法的論点が争点となっている等の事情により、パネルにおける審理期間

が6か月を超える例が近年増加する傾向にある。

中間報告書が当事国により確認された後、通常はそれほど間を空けずに、最終報告書が、まず当事国に配布され（秘密扱い）、その後WTO公用語（英語、フランス語、スペイン語）への翻訳作業を経て加盟国に配布及び公開される。

パネル報告書は、結論部分にパネルの判断と問題とされた措置の是正に関する勧告が記載されている。この結論はDSBにおいて「ネガティブ・コンセンサス方式」による採択に付され、法的な拘束力を持つ「勧告及び決定」（recommendation and rulings）となる。報告書の採択は、報告書の加盟国配布から21日目以降60日目までに行われる（DSU第16条1及び第16条4）。

（4）上訴（上級委員会による検討）

当事国がパネル報告書の論旨に異議がある場合、当事国はパネルによる法的解釈の妥当性について上級委員会で改めて審理を行うよう要請することができる（DSU第17条4）。上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた、WTO全加盟国を代表し得る常任の7人の委員で構成されている委員会で、案件ごとに3人の上級委員が担当する。上級委員は、DSBにおける全加盟国のコンセンサスによって選任される。任期は4年であり、1回に限り再任されることができる（DSU第17条2）。

上訴通知（Notice of Appeal）は、遅くともパネル報告書が採択される予定のDSB会合開催前までに提出する必要がある、パネル報告書の採択が、報告書の加盟国配布から60日以内に行うことを義務づけていることから、上訴も同60日以内に行うこととなる（DSU第16条4）。

上級委員会への申立ては、パネル報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法的解釈に限定され（DSU第17条6）、原則としてパネルが行った事実認定を争うことはできない。法的解釈と事実認定については、「特定の出来事が

ある時間及び空間において起きたかどうかの決定は典型的な事実問題である。…しかしながら、所与の事実又は一連の事実が所与の条約の規定の要件に合致するかしないかは、法的性格付けの問題であり、法的問題である」とする先例がある（EC－ホルモンケース（DS26））。

上訴が行われると、上級委員会から手続日程が提示される。上級委員会手続には主な手続として、①上訴国意見書提出、②被上訴国・第三国参加国意見書提出、③上級委員会会合（口頭聴聞）、の3つがあり、①上訴国意見書提出は上訴通知日から7日以内、②被上訴国、第三国参加国意見書提出は上訴通知日から25日以内、③上級委員会会合（口頭聴聞）は上訴通知日から35～45日以内となっている（上級委員会検討手続（WT/AB/WP/5）パラグラフ21、22、24、27）。なお、上級委員会手続における第三国参加については、パネル手続において第三国参加していたことが必要とされている（DSU第17条4）。第三国参加国は、意見書の提出及び上級委員会会合への出席が認められる。

上級委員会会合は、原則として①上訴国、②被上訴国、③第三国参加国の順でそれぞれの主張を口頭で陳述する。続いて、上級委員より、当事国・第三国に対して質問が行われ、それに対して回答が求められる。質問は上級委員主導で行われ、当事国同士の質問は通常認められない。上級委員からの質疑応答が終了すると、通常、最後に、再度紛争当事国・第三国に意見陳述の機会が与えられる。

上級委員会会合を経て、上級委員会は、上訴通知日から原則60日以内、遅くとも90日以内に上級委員会報告書を加盟国に配布する（DSU第17条5）。なお、パネル手続と異なり、上級委員会手続においては中間報告書についての規定は存在しない。

（5）報告書採択

パネル、又は上級委員会における検討の結果作成される報告書は、DSBによって採択されることにより正式なものとなる。パネル報告書の採択については、DSUにおいて「加盟国にその検討のた

めの十分な時間を与えるため、報告が加盟国に配布された日の後 20 日間は紛争解決機関により採択のために検討されてはならない」(DSU 第 16 条 1)とされている一方、「加盟国への送付の後 60 日以内に紛争解決機関の会合において採択される」と規定されている (DSU 第 16 条 4)。上級委員会報告書の採択については、DSU において「加盟国への送付の後 30 日以内に採択する」とされており (DSU 第 17 条 14)、パネル報告書とともに DSB 会合で採択され、DSB の勧告及び決定となる。

(6) 勧告の実施

DSU において、被申立国は、措置の是正を勧告する報告書が採択された日から 30 日以内に開催される DSB 会合で、報告書における勧告を履行する意思を表明することとされている。被申立国が報告書における勧告を速やかに実施することができない場合には、履行のための「妥当な期間」(A Reasonable Period of Time、RPT) が与えられることとなっている。「妥当な期間」は、当事国間で合意することも可能だが、合意ができない場合には、期間を決定するための仲裁を求めることができる。通常、当該案件を審理した上級委員から選任される仲裁人は、報告書採択から 90 日以内に、「妥当な期間」についての裁定を行うこととされている。また、報告書における勧告を履行するのに必要な「妥当な期間」については、DSU において、報告書採択から原則 15 か月を超えるべきではないとされている (DSU 第 21 条 3)。なお、DSB は、報告書採択の後、勧告の実施を監視することとされており、関係加盟国は、一定期間経過後当該問題の解決まで、勧告の実施の進展につき DSB 会合で定期的に報告を提出する (DSU 第 21 条 6)。

パネル・上級委員会の勧告は、通常、「問題の措置を協定整合的に改めるよう」指示するにとどまり、具体的な履行方法までは示さないことが慣行となっているため、被申立国が履行のためにとった措置の有無やその WTO 協定整合性について、申立国と被申立国との間で意見の対立をみる

ことも少なくない。この点、DSU は「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合」、履行確認のためのパネルを設置することを認めている (DSU 第 21 条 5)。この履行確認パネルは、通常、当該案件の原パネルを担当したパネリストによって構成され、問題がパネルに付託された日から 90 日以内に報告を出すこととされている。履行確認パネルは、通常のパネル手続と異なり、パネル設置に先立って協議を行う必要はなく、パネル会合は通常 1 回しか開催されない。また、履行確認パネルは、履行の有無等について疑義がある場合、何回でも提起することが可能であるほか、DSU 上に特段の規定はないものの、実際には上級委員会における審理も行われている。

(7) 譲許停止 (対抗措置)

申立国は、自国の利益を侵害した相手国がパネル勧告を妥当な期間内に履行しない場合であって、当該相手国と代償について合意に至らない場合には、DSB の承認を得て譲許の停止等の対抗措置を実施することができる。具体的には、「妥当な期間」内に履行のための措置が実施されなかった場合や、履行確認パネル・上級委員会によって、被申立国が勧告を十分履行していないことが確定した場合、申立国は DSB に対して、被申立国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の停止 (対抗措置) を申請することができる (DSU 第 22 条 2)。

ただし、対抗措置の承認にあたっては、対抗措置の分野・程度に関する原則が定められており、紛争分野 (セクター) と同一の分野での措置を優先することや、「無効化・侵害」の程度と同等のものであること等が条件となっている (DSU 第 22 条)。一方、同一分野での譲許その他の義務の停止ができない、あるいは効果的でないとする場合には、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務の停止を試みることができることとなっている (DSU 第 22 条 3 (b))。更に、同一の協定その他の分野に関する譲許その他の義務を停

止できない、あるいは効果的でなく、かつ、十分重大な事態が存在すると認める場合には、その他の協定に関する譲許その他の義務の停止を試みることができる(DSU第22条3(c))。特に後者は、「クロス・リタリエーション」と呼ばれ、例えば、知的財産について規定しているTRIPS協定違反の措置に対抗して、GATTに係る関税の譲許を停止する対抗措置をとる例が挙げられる。このクロス・リタリエーションは、WTO紛争解決手続における特徴の1つとされており、WTO協定が、物品の貿易だけでなく、サービス貿易や知的財産権の貿易についても規律の対象とすることとなったことに伴って導入されたものである(ただし、その特則として政府調達協定22条7項は「クロス・

リタリエーション」を禁止しており、同協定以外の協定に関する紛争によって政府調達協定の譲許その他の義務を停止することはできず、また、政府調達協定に関する紛争によって同協定以外の協定の譲許その他の義務を停止することはできないとされている。)

なお、承認申請された対抗措置の内容・程度について疑義のある場合、被申立国はその妥当性を判断するために仲裁を要請することができる(DSU第22条6)。仲裁が行われた場合、仲裁の裁定が出された後に、その内容を踏まえて再度対抗措置の承認申請が行われ、DSBにおいてネガティブ・コンセンサス方式によって承認されることとなる(DSU第22条7)。

2. DSU 改正交渉について

上記のとおり、WTOの紛争処理の実効性は、GATT時代のそれと比較して、格段に向上した。しかしながら、紛争案件の量的・質的拡大に伴うパネル・上級委員会の負担の増大や、DSUの手続面の不備など、DSU制定時には明らかでなかった問題点が表面化してきていることも事実である。これらの問題点について検討を行っているのがDSUの改善と明確化に関する交渉(DSU改正交渉)である。

DSU改正交渉は、1994年のマラケシュ閣僚宣言に基づき、1997年よりDSUの条文改正を目指し、紛争解決機関(DSB)特別会合において交渉が開始された。とりわけドーハ閣僚会議の直前である2001年10月には、日本、カナダ等の14か国から、①シーケンス(履行確認パネルと譲許停止(対抗措置)の順序)の明確化、②諸種紛争解決手続期間の短縮、③第三国の権限強化等を内容とする共同提案が一般理事会に対して提出された。

このようなDSU改正に関する活発な議論を背景に、シングルアンダーテイキング(一括受諾)の枠外としてはあるものの、DSU改正交渉がドーハ閣僚宣言に盛り込まれ、その交渉期限は2003年5月に設定された(ドーハ閣僚宣言パラグ

ラフ30)。ドーハ閣僚宣言後、各国から多種多様な野心的提案が相次いだこともあり、期限である2003年5月までに交渉はまとまらず、2004年7月の一般理事会で採択された枠組み合意において、DSU改正交渉の継続が確認されている。この一般理事会以降、カナダ、ノルウェーを中心とした7か国による①シーケンス、②対抗措置の解除手続等に絞り込んだペーパーをたたき台とした議論が行われ、香港閣僚宣言において「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された(香港閣僚宣言パラグラフ34)。

現在、現行DSUは比較的良く機能しており、改正は必要最小限のものにとどめるべきとの基本認識に基づいて、本交渉の参加国の間で議論が継続されている。例えば、現在議論されている各国の提案には、我が国とEUによる「ボストリタリエーション(対抗措置の解除に係る手続)」及び「シーケンス(「紛争の敗訴国が紛争解決機関(DSB)の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること)」に関する共同提案、米国による「紛争

解決手続の透明性の確保」(パネル審理や意見書の公開)、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル等7

か国による「第三国参加権の拡大」に関する共同提案等が存在する。

参 考 DSU 改正交渉の状況

1. 議論の背景

紛争解決に関する了解(DSU)の見直しは、1997年からドーハ・ラウンドとは別の交渉マンデートに基づき開始され紛争解決機関(DSB)特別会合において行われている。

本交渉は、1994年のウルグアイ・ラウンド交渉終結時に採択されたマラケシュ閣僚会議における決定により、1998年中に見直しを完了することとされていたが、当該見直しについては、1998年12月の一般理事会の決定により1999年7月末まで期限を延長したものの、議論が収斂せず、同期限も徒過する結果となった。しかしその後も見直し作業は関心国の非公式協議という形で事実上続けられ、2000年の一般理事会にDSU改正共同提案が提出されたが、主要国である米国やEUは共同提案国に入っていないことから、議論は進まなかった。更に、2001年のドーハ閣僚会議の直前、我が国、カナダ、ノルウェー等14か国が、シーケンス(手続上の順序付け)の明確化(「紛争の敗訴国が紛争解決機関(DSB)の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること)や時間的枠組みの短縮(協議期間等の短縮)等を盛り込んだ共同提案を提出、ドーハ閣僚会議における同提案の採択を目指したが、結局、ドーハにおいては、2001年11月の閣僚宣言パラグラフ30において、DSUの「改善と明確化」につき新たな交渉マンデートを与え、交渉妥結の期限を一括受諾の枠外として2003年5月に設定すること等につき決定したに止まった。

第4回ドーハ閣僚会議後の交渉は、2002年4月以降ほぼ毎月のペースで会合が開催され、2003年に入ってから具体的な改正条文ベースでの議論が行われたが、各国から多種多様な野心的提案が相次いだため、

期限である2003年5月までに交渉はまとまらず、2003年9月のカンクン閣僚会議において交渉期間の1年延長を決定。2004年5月、カナダ、ノルウェーを中心とした7か国が、比較的コンセンサスが得られやすい論点(シーケンス、ポストリタリエーション(対抗措置の解除手続)等)に絞り込んだ提案を行ったことによって、停滞していた議論が再開したものの、期限には交渉は決着せず、7月の一般理事会で採択された枠組み合意において更なる交渉の継続が確認された。

上記一般理事会以降、上記7か国ペーパーを叩き台とした議論が行われる中で、EU、米国及び我が国も提案を行うなど議論が活性化、2005年にはラウンドの動きに合わせて、12月の香港閣僚会議までに2004年以降各国から寄せられた改正提案を盛り込んだドラフト・テキストを取りまとめる方向で作業が行われた。しかし、2005年9月に交渉議長が本国に帰国(議長職は継続)するなどして作業が停滞した結果、2005年12月の香港閣僚会議までにドラフト・テキストをとりまとめることはできなかった。香港閣僚宣言パラグラフ34においては、本交渉について「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された。

2. 現在の概況

2006年は、7月のラウンド交渉中断の影響を受け、本交渉も作業が停止していたが、12月以降は関係主要国による少数会合が再開され、2007年に入ってからDSB特別会合における作業も再開され、2008年7月には、本改正交渉の進捗状況及び本交渉議長の責任でとりまとめられた改正テキスト案が貿易交渉委員会に対して提示された。このテキストは、それまでの交渉における議論の進展を踏まえた内容となっており、本改正交渉における以後の作業の基盤となるものと評価され、2010年5月までに議長テキスト

をベースとしてすべての交渉項目について議論を一巡した。論点毎に議論の成熟、収斂の度合いが異なっているため、2010年5月以降は、論点毎に少数国会合を開催するなど新たな交渉フォーマットを導入して効率的な議論が行われた。2011年4月には、議長による概括的な現状報告として、2008年7月の議長テキスト及び2010年5月以降の交渉会合の要約が添付された議長文書が公表され、多くの交渉項目について一定の進展があったことが報告されている。他方、同文書では合意に達するには今後さらなる作業が必要であるとも指摘された。2011年12月に開催された第8回WTO閣僚会議では、議長から、①紛争解決手続の重要性、②交渉の現状、③交渉妥結推進の方向性を確認する報告が行われ、交渉の迅速な成果に向けて議論を進めることとなった。その後も引き続き、交渉会合、さらには議長による各加盟国との協議が断続的に行われ、各交渉項目に関する議論が現在も継続している。

本交渉に関する主要国の立場は、以下のとおりである。

(1) 米国

加盟国によるガバナンスの向上を指向。具体的には、2003年7月に、パネル手続や意見書の公開等の透明性強化提案を行ったほか、同年12月にはチリと共同で、上級委員会への中間報告手続（最終報告を送付する前の中間報告を当事国に送付する手続。パネル手続には規定有り。）の導入や、当事国の合意に基づく報告書の一部削除・不採択等、報告書の内容について当事国のコントロールを可能にし、パネル・上級委報告の拘束力を弱めるような手続を提案。その後、2005年6月及び10月にも、上記2003年提案を踏まえた「透明性」及び「当事国コントロール」に関する提案を行った。

(2) EU

紛争解決手続の司法化を指向。上記我が国等の14

か国共同提案の一部と共通する事項に加え、パネルの常設化や差し戻し審の導入（上級委がパネルの事実認定の欠如により法的判断ができなかった場合、当該部分をパネルに差し戻し、事実認定をやり直させる制度）等を提案。その他にも、対抗措置を採る前に代償交渉を義務化させる案、カルーセル条項（対抗措置品目の入れ替え）の禁止等を提案した。また2005年に入ってから「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シーケンス」について我が国と共同提案を行った。

(3) G7（アルゼンチン、ブラジル、インド、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー）

2004年5月に上記した共同提案を提出して以来、日米EUに対抗する形で連携を強化。2005年2月には、差し戻しや第三国参加国の権利の拡大等に関する共同提案を提出。

(4) 開発途上国

2003年にはアフリカグループ、インド等グループ、LDCグループ、中国等からも提案が行われた。その内容は、協議・サブミッション提出期限の時間枠組みの延長等比較的理解が得られやすいと思われるものから、紛争手続の利用にあたっての金銭的な援助や、対先進国での執行力の強化提案（集団的な対抗措置・金銭賠償を可能にする案）など過度な開発途上国配慮を求めるものまで多岐にわたる。2006年6月にはインド、キューバ及びマレーシアが開発途上国への特別かつ異なる待遇に関する提案を行った。

(5) 我が国

紛争解決手続の司法化を指向する点でEUと方向性が一致しており、2005年には「ポストリタリエーション（対抗措置の解除に係る手続）」及び「シーケンス」に関する提案を共同で提出するなど協力をしている。

3. GATT/WTO 紛争解決手続の利用実態

旧 GATT 時代から、協議・小委員会手続を中心とする紛争解決手続は、時期により多少の違いはあるものの、比較的よく利用されてきた。パネル設置件数について見れば、1960 年代には少なかったが、1970 年代後半から急増している。その

後 1995 年 1 月の WTO 発足以来、WTO の紛争解決手続は一層頻繁に利用されている。1995 年の WTO 発足から 2015 年 12 月末まで、WTO 紛争解決手続の下で 488 件（協議要請数）の紛争案件が提起された（図表 17 - 3 参照）。

4. 我が国が関与する紛争案件（WTO 発足後）

（1）我が国が申立てた紛争案件

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国通商法 301 条に基づく一方的措置（自動車 100% 関税賦課等、DS6）	1995.5	—	—	二国間合意により終了（1995.7）（一方的措置の発動は回避）
ブラジル自動車政策（DS51）	1996.7	—	—	協議中断（ブラジルが事実上措置撤廃）
インドネシア自動車政策（DS55）（DS64）	1996.10	1997.6	1998.7 （パネル報告書採択）	我が国の主張容認
米国の地方政府の調達手続問題（DS95）	1997.7	1998.10	—	パネル消滅（2000.2）（米国内で違憲判決）
カナダの自動車政策に係る措置（DS139）	1998.7	1999.2	2000.6 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国の 1916 年アンチ・ダンピング法（DS162）	1999.2	1999.7	2000.9 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認
米国の日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置（DS184）	1999.11	2000.3	2001.8 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認（履行期間を徒過しても未だ一部について履行が実施されていない）
米国 1930 年関税法改正条項（バード修正条項、DS217）	2000.12	2001.9	2003.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認（履行期間を徒過しても履行が実施されていない）
米国サンセット条項（DS244）	2002.1	2002.5	2004.1 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認されず
米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置（DS249）	2002.3	2002.6	2003.12 （上級委報告書採択）	我が国の主張容認

案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国のアンチ・ダンピング行政 見直し等におけるゼロイング (DS322)	2004.11	2005.2	2007.1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政 見直し等におけるゼロイング (DS322) (履行確認パネル)	—	2008.4	2009.8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
EU の IT 製品の関税上の取扱い (DS376)	2008.5	2008.9	2010.8 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
カナダ・オンタリオ州のローカル コンテンツ措置 (DS412)	2010.9	2011.7	2013.5 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
中国のレアアース、タングステン 及びモリブデンの輸出に関する措 置 (DS433)	2012.3	2012.7	2014.8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
アルゼンチンの輸入制限措置 (DS445)	2012.8	2013.1	2015.1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
中国の日本製高性能ステンレス継 目無鋼管に対するアンチ・ダンピ ング措置 (DS454)	2012.12	2013.5	2015.10 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
ロシアの自動車廃車税制度 (DS463)	2013.7	—	—	協議中断 (2014 年 1 月、措置是正)
ウクライナ自動車セーフガード措 置 (DS468)	2013.10	2014.3	2015.7 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
韓国の日本産水産物等の輸入規制 (DS495)	2015.5	2015.9		パネル構成 (2016 年 2 月)
ブラジルの内外差別的な税制恩典 措置 (DS497)	2015.7	2015.9		パネル審理中

(2) 我が国が被申立国となった紛争案件

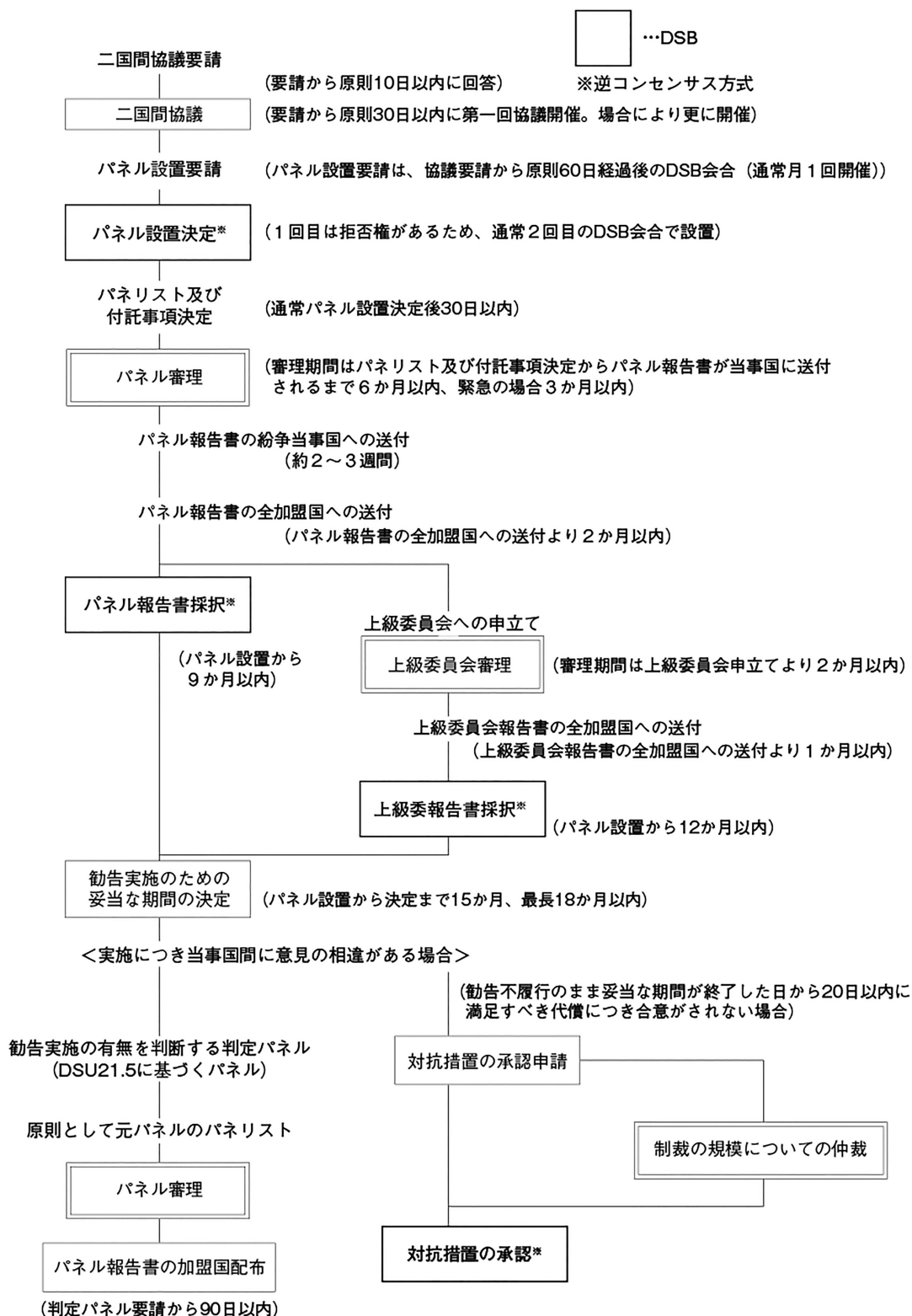
案 件 名	申立国	協議要請	報告書採択	結 論
酒税格差 (DS8, 10, 11)	EU、米、加	1995.6	1996.11 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
携帯電話 (DS15)	EU	1995.8	—	二国間合意により終了 (1995.9)
著作隣接権 (DS28, 42)	米国、EU	1996.2	—	二国間合意により終了 (1997.1)
フィルム・印画紙市場 に関する措置 (DS44)	米国	1996.6	1998.4 (パネル報告書採択)	我が国の主張容認
流通サービス措置 (大店法等、DS45)	米国	1996.6	—	協議段階で実質的には終了
豚肉輸入に係る措置 (DS66)	EU	1997.1	—	協議段階で実質的には終了
運輸多目的衛星用衛星 航法補強システム調達 (DS73)	EU	1997.3	—	二国間合意により終了 (1997.7)
リンゴ等農産品に係る 輸入検疫 (DS76)	米国	1997.4	1999.3 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
皮革に係る関税割当制 度及び補助金 (DS147)	EU	1998.10	—	協議段階で実質的には終了
リンゴの輸入に係る措 置 (DS245)	米国	2002.3	2003.12 (上級委報告書採択)	我が国の主張が容認されず
のりの輸入割当 (DS323)	韓国	2004.12	2006.2.6 (案件の経緯のみ 記載したパネル 報告書を採択)	二国間合意により終了
韓国製 DRAM チップ に対する 相殺関税措置 (DS336)	韓国	2006.3	2008.1 (上級委報告書採択)	我が国の主張が一部容認されず
韓国製 DRAM チップ に対する 相殺関税措置 (DS336) (履行確認パネル)	韓国	2008.9 (履行確認 パネル設置)	—	パネル手続停止期間が 12 か 月を超えたため、パネル消滅 (2010.3)

(3) 我が国が現在第三国参加している紛争案件（実質的に終了した案件を除く）

案 件 名	申立国	審理段階
●EU の大型民間航空機の取引に関連する措置（DS316）	米国	履行確認パネル
●米国の大型民間航空機の取引に関連する措置（二次申立）（DS353）	EU	履行確認パネル
●米国の中国産品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置（DS379）	中国	履行確認中
●米国のマグロ及びマグロ製品の輸入、販売等に関する措置（DS381）	メキシコ	履行期間中
●EC の中国産ファスナーに対するアンチ・ダンピング措置（DS397）	中国	履行確認上級委 (報告書発出済)
●EC のアザラシ製品の販売禁止措置（DS400,401）	カナダ	履行期間中
	ノルウェー	
●中国の鶏肉製品に対するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税措置（DS427）	米国	履行確認中
●米国のベトナムからの冷凍エビに対するアンチ・ダンピング措置（DS429）	ベトナム	履行期間中
●インドの農作物の輸入に関する措置（DS430）	米国	履行期間中
●中国のレアアース・タングステン・モリブデンに関する輸出規制措置 （DS431, 432）	米国、EU	履行確認中
●オーストラリアのタバコ製品の包装に関する規制 （DS434, 435, 441, 458, 467）	ウクライナ	パネル
	ホンジュラス	
	ドミニカ共和国	
	キューバ	
	インドネシア	
●米国の中国からの太陽光パネル等に対する相殺関税措置（DS437）	中国	履行期間中
●米国の中国に対するアンチ・ダンピング及び相殺関税措置（DS449）	中国	履行確認中
●中国の自動車及び自動車部品産業に関する措置（DS450）	米国	二国間協議
●EU 及び加盟国の再生可能エネルギー分野に関する措置（DS452）	中国	二国間協議
●インドネシアによる園芸作物、動物等の輸入制限措置（DS455）	米国	パネル
●インドの太陽光電池及び太陽電池モジュールに関する措置（DS456）	米国	パネル
●中国の EU 産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置 （DS460）	EU	上級委 (報告書発出済)
●ロシアの自動車廃車税（DS462）	EU	パネル
●米国の韓国産家庭用大型洗濯機に対するアンチ・ダンピング及び相殺関税措置 （DS464）	韓国	パネル
●米国の中国に対するアンチ・ダンピング手続における調査手法及び適用 （DS471）	中国	パネル
●ブラジルの課税及び課徴金に関する措置（DS472）	EU	パネル
●ロシアの EU 産豚、豚肉及び豚肉製品に関する措置（DS475）	EU	パネル
●EU のエネルギー政策（DS476）	ロシア	二国間協議
●ロシアのドイツ及びイタリア産小型商用車に対するアンチ・ダンピング措置 （DS479）	EU	パネル
●EU のインドネシア産バイオディーゼルに対するアンチ・ダンピング措置 （DS480）	インドネシア	パネル
●カナダの中国産セルロースパルプに対するアンチ・ダンピング措置 （DS483）	中国	パネル
●ロシアによる農産物及び製造品等に対する関税措置	EU	パネル
●米国の大型民間航空機の取引に関連する措置（DS487）	EU	パネル
●中国による実証基地・共通サービスプラットフォームプログラム関連措置 （DS489）	米国	二国間協議
●インドネシアによる鉄鋼及び鉄鋼製品に対するセーフガード措置 （DS490, 496）	台湾	パネル
	ベトナム	

(2016 年 1 月現在)

<図表Ⅱ-17-1> DSU における紛争解決手続の流れ



＜図表Ⅱ - 17 - 2＞ WTO 紛争解決手続における過去の対抗措置承認申請

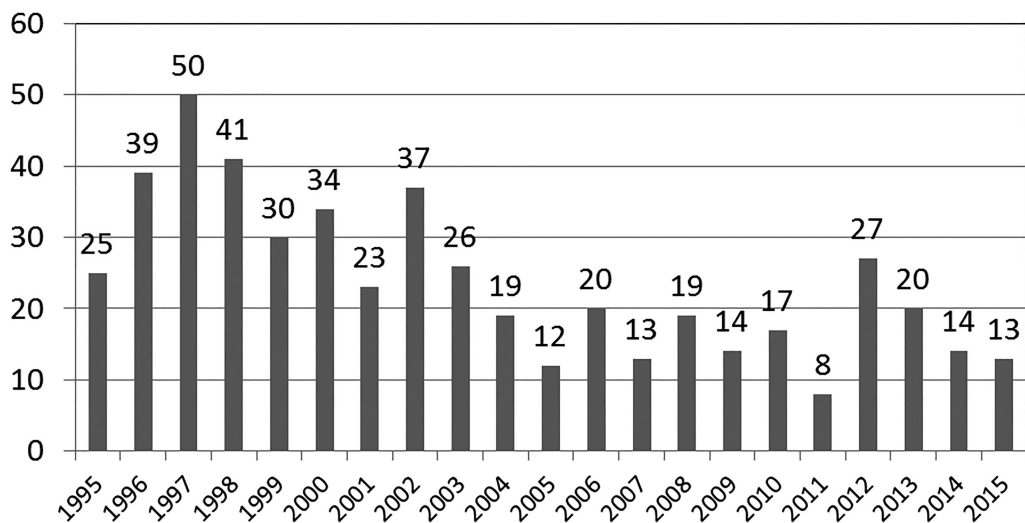
案件名	第 22.2 条 (対抗措置の承認申請)	第 22.6 条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
豪州—鮭 (DS18: カナダ)	総額年間 4,500 万加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
EC—ホルモン牛肉 (DS26: 米国)	総額年間 2 億 200 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間 1 億 1680 万米ドルの対抗措置が承認。	アメリカは 1999 年 7 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—ホルモン牛肉 (DS48 (26 と合併): カナダ)	総額年間 7,500 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	カナダに総額年間 1,130 万加ドルの対抗措置が承認。	カナダは 1999 年 8 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。
EC—バナナ (DS27: 米国)	総額年間 5 億 2,000 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間 1 億 9,140 万米ドルの対抗措置が承認。	米国は 1999 年 4 月に、EC からの輸入品に対して追加税を賦課。2001 年 4 月に米・EU が本紛争解決の手段について合意したことをうけ、同年 7 月に米は対抗措置を撤廃。
EC—バナナ (DS27: エクアドル)	総額年間 4 億 5,000 万米ドルの対抗措置を申請。(GATS, TRIPS の一部義務停止)	エクアドルに総額年間 2 億 160 万米ドルの対抗措置が承認。	未発動
ブラジル—航空機 (DS46: カナダ)	① GATT 第 6 条の一部義務停止 ② 繊維協定上の一部義務停止 ③ 輸入許可手続協定上の一部義務停止 ④ 追加関税付加 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) 上記による総額年間 7 億加ドルの対抗措置を申請。	カナダに総額年間 3 億 4,420 万加ドルの対抗措置が承認。	未発動
カナダ—乳製品機 (DS103: 米国)	総額年間 3,500 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
カナダ—乳製品機 (DS113 (103 と合併): NZ)	総額年間 3,500 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—FSC (DS108: EC)	総額年間 40 億 4,300 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	EC に総額年間 40 億 4,300 万米ドルの対抗措置が承認。	EC は 2004 年 3 月から 2005 年 1 月にかけて、アメリカからの輸入品に対して段階的関税引き上げを実施。 2004 年 10 月、米国は FSC 税制を廃止
米国—1916AD 法 (DS136: EC)	mirror act 制定	裁判所の最終判決又は和解に基づき EC 企業が支払う累積金額。	未発動 (2004 年 12 月、米国は 1916 年 AD 法を廃止)

案件名	第 22.2 条 (対抗措置の承認申請)	第 22.6 条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国—1916AD 法 (DS162：日本)	mirror act 制定	仲裁判断なし。 (中断されたまま 1916AD 法廃止)	—
米国—著作権法 110 条 (DS160：EC)	総額年間 122 万ユーロの対抗措置を申請。 (TRIPS 協定に基づく義務を停止し、国 境における特別費付加)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成 立)	—
米国—バード修 正条項 (DS217：日本、 ブラジル、EC、 インド、韓国)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と 同額の譲許又は義務の停止。(①自国の 産品に課された AD 税・相殺関税に起因 する分配金。②上記分配金のうち、対抗 措置の承認申請を行わなかった加盟国の 産品に課された AD 税・相殺関税に起因 する分配金を比例分割した額の合計額)	各年の米国産業界に分配された うち、当該申立国の輸出に由来 する金額に 0.72 を乗じた額。	EC は 2005 年 5 月 に、我が国は 2005 年 9 月に、アメリカ からの輸入品に対 して追加税を賦課。 韓国、インド、ブラ ジル、は未発動。
米国—バード修 正条項 (DS217：チリ)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と 同額の譲許又は義務の停止。(各年の米 国内企業への分配金のうち、チリの輸出 に由来する金額)	各年の米国産業界に分配された うち、当該申立国の輸出に由来 する金額に 0.72 を乗じた額。	未発動
米国—バード修 正条項 (DS234：カナダ)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と 同額の追加関税、GATT 第 6 条、補助金 協定上の義務の一部停止。(①自国の産 品に課された AD 税・相殺関税に起因す る分配金。②上記分配金のうち、対抗措 置の承認申請を行わなかった加盟国の産 品に課された AD 税・相殺関税に起因す る分配金を比例分割した額の合計額)	各年の米国産業界に分配された うち、当該申立国の輸出に由来 する金額に 0.72 を乗じた額。	カナダは 2005 年 5 月に、アメリカか らの輸入品に対し て追加税を賦課。
米国—バード修 正条項 (DS234：メキシ コ)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と 同額の物品分野に関する義務の停止。(① 自国の産品に課された AD 税・相殺関税 に起因する分配金。②上記分配金のうち 、対抗措置の承認申請を行わなかった加盟 国の産品に課された AD 税・相殺関税に 起因する分配金を比例分割した額の合計 額)	各年の米国産業界に分配された うち、当該申立国の輸出に由来 する金額に 0.72 を乗じた額。	メキシコは 2005 年 8 月に、アメリカ からの輸入品に対 して追加税を賦課。 2006 年には 9 月か ら 10 月末までの期 間限定で、アメリカ からの輸入品に対 して追加税を賦課。
カナダ—航空機 2 (DS222：ブラジ ル)	① GATT 第 6 条の一部義務停止 ② 輸入許可手続上の一部義務停止 ③ 追加関税付加 (GATT1994 に基づく譲 許その他の義務の適用を停止し、追加 税を賦課) 上記による 30 億 4,420 万米ドルの対抗 措置を申請。	ブラジルに 2 億 4,780 万米ド ルの対抗措置が承認。	未発動
日本—りんご (DS245：米国)	① 追加関税付加 (GATT1994 に基づく譲 許その他の義務の適用を停止し、追加 税を賦課) ② SPS 協定に係る一部譲許停止 ③ 農業協定に係る一部譲許停止上記による 1 億 4,340 万米ドルの対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成 立)	—
米国—軟材 IV (DS257：カナダ)	総額年間 2 億加ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成	—

案件名	第 22.2 条 (対抗措置の承認申請)	第 22.6 条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
	の適用を停止。(過剰徴税額)	立)	
米国—軟材 V (DS264: カナダ)	総額年間 4 億加ドルの対抗措置を申請。 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(ゼロイング過剰徴税額相当))	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—綿花 (DS267: ブラジル)	①総額年間 10 億 3,700 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ただ、①だけでは効果的でないとして、②、③も要請。 ②知的財産権保護制限 ③ GATS 保護制限	ブラジルに総額年間 2 億 9,500 万米ドル (ただし、額は毎年変動) の対抗措置が承認。 ある年にブラジルがとることができる対抗措置の規模が、同年のブラジルにおける米国からの総輸入量に基づき計算される基準額を超える場合、超過額の範囲で、TRIPS 協定及び GATS 上の義務を停止することも可能。	未発動 (合意したプログラム実施中には対抗措置を発動しないことで二国間合意)
米国—OCTG (DS268: アルゼンチン)	総額年間 4,400 万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は中断。 (ITC が米国のアルゼンチン産 OCTG に対する AD 措置のサンセット・レビューにより措置継続について否定的な決定をしたため)	—
米国—軟材 VI (DS277: カナダ)	総額年間 42 億 5,000 万加ドルの追加関税付加。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—越境賭博 (DS285: アンティグア・バーブダ)	① GATS 保護制限 ②知的財産権保護制限 上記による総額年間 34 億 4,300 万米ドルの対抗措置を申請。	総額年間 2,100 万米ドルを超えない範囲で、TRIPS 協定に基づく義務の停止による対抗措置が承認。	未発動
EC—遺伝子組み換え (DS291: 米国)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② SPS 協定に係る一部譲許停止 ③ 農業協定に係る一部譲許停止上記による対抗措置を申請。 (義務の停止レベルは、EC の措置による米国の年間逸失利益相当額)	仲裁裁判は中断。	—
米国—ゼロイング (DS322: 日本)	総額年間 2 億 4,850 万米ドルの追加関税付加。(GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は終了 (2012 年 2 月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012 年 8 月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—
米国—ゼロイング (DS294: EU)	総額年間約 3 億 1,000 万米ドルの追加関税付加 (GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は終了。(2012 年 2 月、二国間で解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。2012 年 6 月、覚書に基づき対抗措置申請を撤回し、仲裁申立てを取下げ)。	—

案件名	第 22.2 条 (対抗措置の承認申請)	第 22.6 条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
EU—大型民間航空機 (DS316：米国)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② GATS 協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約 70 億から 100 億米ドルの対抗措置を申請。	仲裁裁判は中断。	—
米国—大型民間航空機（二次申立）(DS353：EU)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② SCM 協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③ GATS 協定に基づく横断的又は分野別約束の停止。 上記による総額年間約 12 億米ドルの対抗措置を申請。	仲裁裁判は中断。	—
米国—クローブ入りたばこ (DS406：インドネシア)	① GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ② TBT 協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 ③ 輸入ライセンス協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止。 上記による対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意成立)	—
米国—原産地表示 (DS384：カナダ) (DS386：メキシコ)	GATT1994 に基づく譲許その他の義務の適用を停止。	カナダに総額年間 10 億 5,473 万加ドル、メキシコに 2 億 2,776 万米ドルの対抗措置が承認。	未発動 (米国が措置を廃止)

<図表Ⅱ－17－3> 紛争案件数の推移



(注) 紛争案件数は当該年に協議要請が行われた件数であって紛争番号の件数である。

<図表Ⅱ - 17 - 4> 我が国の申立てによる GATT 時代の協議・パネル案件（一部例外）

(1) 協議

対 象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
輸入制限	イタリア	第 22 条 1 項	1960. 7		
キャブシャーシ (関税分類変更による 関税引上げ)	米国	第 22 条 1 項 第 23 条 1 項	1980. 8 1982. 4	1981. 7 1982.11	パネル要請せず
VTR (輸入制限)	暹	第 22 条 1 項	1981. 3	1981. 3 1981.11	輸入制限は廃止
VTR (輸入制限)	EC (仏)	第 23 条 1 項	1982.12	協議せず	仏は通関手続を正常化
半導体 (一方的措置)	米国	第 23 条 1 項	1987. 8	1987. 8	パネル要請せず
ポリアセタール樹脂 (AD 税の濫用)	韓国	AD コード 第 15 条 2 項	1991. 9	1991.10 1992. 5	米国が 1991 年 10 月パ ネル提訴 1993 年 4 月パネル採択
支払済 AD 税のコスト 算入 (AD 税の濫用)	EC	AD コード 第 15 条 2 項	1992. 4	1992.10 1993. 4	新 AD 協定において当該問 題に関する規定が明確化
米国写真フィルム・印 画紙市場	米国	制限的商慣習に 関する協議につ いての 1960 年 決定	1996.10		1996 年 6 月米側から右決定 に基づく協議要請を受けた ところ。これまでのところ、 日米双方の申立てについて 協議は実施されていない。

※ パネルに移行した案件については下記 (2) を参照

(2) パネル

事 例	相手国	根拠条文	パネル設置	報告書配布	報告書採択	結 論
補助金の定義に関する 裁定 (Zenith 事件)	米国	協議を経ずに 作業部会設置	1977. 5 (作業部会)	1977. 6	1977. 6	我が国の主張容認
EC の部品 AD 規制 (AD 税の濫用)	EC	第 23 条 2 項	1988.10	1990. 3	1990. 5	我が国の主張容認
オーディオ・カセット (AD 税の濫用)	EC	AD コード 第 15 条 5 項	1992.10	1995. 4	採択されず	

<図表Ⅱ - 17 - 5> 我が国が GATT 時代に提訴されたパネル案件

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 (上級委報告採択)	パネルの結論等
先進工業諸国の輸入制限 (23条)	ウルグアイ	1962. 2	1962.11	先進15か国が一次産品に課してい る制限のうち一部についてGATT 違反を認定。
絹糸輸入制限	米国	1977. 7	1978. 5	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1979. 1	1979.11	合意に係る経緯を記したレポート を採択。
皮革輸入制限	カナダ	1979.11	1980.11	合意に係る経緯を記したレポート を採択。
タバコ製品輸入制限	米国	1980. 2	1981. 6	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1983. 4	1984. 5	GATT第11条違反を認定。
革製履物輸入制限	米国	1985. 7		二国間合意により終了。

対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 (上級委報告採択)	パネルの結論等
農産物12品目輸入制限	米国	1986.10	1988. 2	国家貿易にもGATT第11条の適用を認め、同条違反を認定。
アルコール飲料に関する関税・国内税・ラベリング	EC	1987. 2	1987.11	酒税制度のGATT第3条違反を認定。
半導体 第三国モニタリング措置等	EC	1987. 4	1988. 5	第三国モニタリング措置のGATT第11条違反を認定。
SPF加工材関税	カナダ	1988. 3	1989. 7	関税分類に関して広い裁量を認め、GATT第11条違反を否定。
牛肉・柑橘類の輸入制限	米国	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	豪州	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	NZ	1988. 5		二国間合意により終了。



WTO 紛争解決手続における履行確保の実態・原因分析

I. はじめに

WTO 紛争解決手続において、パネル・上級委員会は WTO 協定に不整合な措置を協定整合的に改めるよう勧告するが、具体的な履行方法までは示さないことが多い (DSU 第 19 条 1) (第Ⅱ部第 17 章 (6) 参照)。勧告が要求する救済は、あくまで措置の将来的な是正であり、遡及的な救済 (過去の損害に関する損害賠償) ではなく¹、また、勧告が履行されない場合に履行を促す方法は、実務上専ら譲許その他の義務の停止 (いわゆる対抗措置) であり²、勧告の実施を直接に執行する仕組みはない。しかし、履行手続上のこれらの制約にも関わらず、下記Ⅱで詳述するとおり、WTO 紛争解決手続は実態として

高い紛争解決機能を有していることが認められる。

WTO 紛争解決手続による紛争解決機能として、まず、協定整合性に疑義のある措置について、同手続に係属する可能性及び同手続が進展する可能性を背景とした WTO 内外での二国間あるいは多国間の交渉を通じて是正されるケースが多数存在することは軽視できない (下記Ⅱ2 参照)。本稿では、この点に留意しつつも、主に、最終的に紛争解決機関が措置の協定不整合性を判断するに至った場合における被申立国の勧告遵守率の高さに注目し、近年の傾向を踏まえつつ、Ⅲにおいて背景・要因を改めて簡単に検討したい³。

1 代償 (下記脚注2) は、措置が是正されるまでの一時的な措置 (DSU第3条7) であり、あくまで将来的な救済を促進するために一時的に用いられるものである。

2 DSU第22条は、履行を促す方法として他に代償 (compensation) も規定しているが、代償は、履行期間を一時的に延長するために数例で使われた他、米国・著作権法110条事件 (DS160) において、当事国の合意により不遵守期間3年相当分として使用された例があるに留まる (なお、米国・著作権法110条ケースでは両当事国が代償を念頭に利益の無効化・侵害の程度に関する決定を仲裁 (DSU第25条) に付託した)。

3 判断採択前に撤回又は二国間によって合意解決 (DSU第3条6に基づきWTOに通報されたもの) されたケース (94件) 及び協議要請から2年経過してもパネル設置要請が行われていないケース (141件) を合計した。

なお、協議要請が行われた個別ケースの状況は下記サイトにおいて随時アップデートされており、以下特に断らない限りケース数は当該サイトの2016年3月1日時点の数値を用いている。https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_current_status_e.htm

II. WTO 紛争解決手続の実効性

1. 判断採択前の解決

パネル・上級委員会の判断に至る前に解決する類型として、(a) WTO 紛争解決手続に至る前に、WTO の枠組み外の二国間協議や WTO の各種委員会等の活用を通して、WTO 協定不整合性を主張して（場合によっては WTO 協議要請の活用を検討していることをプレッシャーとして）交渉することにより相手国の措置が是正される例や、(b) WTO 紛争解決手続の協議要請が行われた後、協議段階で解決する例が相当程度存在する。(b) の類型に関連して、2016 年 3 月現在⁴、これまで協議要請が行われた全件 502 件のうち、パネル・上級委員会の判断採択に至らず解決した例は 235 件⁵であり⁶、協議要請後、判断採択に至らず合意により解決する比率は約 47%と高い。なお、貿易救済措置関連ケースに限定すると、協議要請総数は 245 件、うち二国間で解決したケースは 99 件であり、協議要請後、判断採択に至らず解決する比率は約 40%と、全体と比較するとやや比率は低いものの、やはり相当数のケース

が報告書の採択に至らず合意で解決していると思われる。これらのケースは、紛争コストの増加を避け、第三者機関の裁定を経ずに当事国間で効率的に解決できたものとして積極的に評価できる。

この点、日本が WTO 協定に不整合である他国措置の是正を求めたケースでも、(a) WTO 紛争解決手続の協議要請に至る前に措置が是正されたものとして、中国による写真フィルム等に対する関税譲許不履行のケース（2008 年不公正貿易報告書第 I 部第 1 章（23 頁）等参照）⁷やインドによる輸入品に対する特別追加関税のケース（第 I 部第 11 章関税 (2) 参照）等があり、また、(b) 協議要請後、協議段階で措置が是正されたものとして、ロシアの廃車税のケース（第 I 部第 9 章内国民待遇 (1) 参照）等がある。

なお、図表 1 のとおり上訴率は減少傾向にあり（WTO 設立後 20 年が経過した 2015 年時点において前半 10 年と後半 10 年には有意な差がある）、これには様々な要因が考えられるが、先例の蓄積によりパネル判断の説得性・予見可能性が増したことも一因と思われる。

<図表 1：上訴率の変動⁸>

時期	パネル判断数	上訴数	上訴率 (%)
2011-2015	32	20	62.5
2006-2010	30	19	63.33
1996-2005	105	74	70.47
合計	167	113	67.66

4 以下特に断らない限り、ケース数はいずれも2016年3月1日時点のものであり、共同申立てによって審理が併合されている場合も、DS番号ごと（すなわち申立国ごと）に個別に計上する。

5 判断採択前に撤回又は二国間によって合意解決（DSU第3条6に基づきWTOに通報されたもの）されたケース（94件）及び協議要請から2年経過してもパネル設置要請が行われていないケース（141件）を合計した。

なお、協議要請が行われた個別ケースの状況は下記サイトにおいて随時アップデートされており、以下特に断らない限りケース数は当該サイトの2016年3月1日時点の数値を用いている。https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_current_status_e.htm

6 WTOは協議要請総数が500件に到達した際（2015年11月）に、それまでの紛争解決手続の活用状況の概括を発表した（https://www.wto.org/english/news_e/news15_e/ds500rfc_10nov15_e.htm）。同記事は、500件のうち、110件については二国間で解決されたか撤回された旨がWTOに通報され、282件がパネル手続に進み、残りのケースについては状況がWTOに通報されていないとしている。

7 中国が、加盟後2002年から2007年にかけて、写真フィルム等に対して（従価税に換算すると）加盟時に約束した譲許税率を超える従量税を課したケース。商務部との次官級定期会議やAPEC貿易大臣会合の際の会談をはじめとする二国間協議、WTO市場アクセス委員会における中国TRM等における指摘等を行った結果、徐々に譲許税率相当まで関税率が引き下げられた。

8 数値はいずれもworld trade law netによる。また、いずれも履行確認手続段階におけるパネル報告書数及び上訴数は計上していない。

2. パネル・上級委員会判断の履行率

当事国間の交渉では解決に至らず、パネル・上級委の判断・勧告が発出されDSBによって採択された場合におけるDSBの勧告の履行率について、WTOは2015年11月時点で、「非常に高く90%程度である」と公表している⁹。

この点、実際に履行されたか否かについて評価が分かれうるケースも存在するため、一義的な数値の算出は難しいものの、2016年3月現在、パネル・上級委員会の報告書が採択され、かつ、履行期間が満了したケースが約190件あるのに対して¹⁰、そのうち対抗措置申請に至ったケース及び履行確認手続に至ったケースは20件弱に留まっている¹¹ことから、約9割の確率で履行されているというWTOによる分析は実態の評価として概ね妥当と思われる。

3. 我が国が当事国となった案件における勧告の履行状況

我が国が申立国となり、パネル・上級委員会判断において我が国の主張が容認された案件の履行状況（下記図表2）を見ると、履行状況を精査中である

DS445及び履行期間が満了していないDS454を除く9件のうち、履行が完了したケースは7件であり、履行期間を経過した事例（4件）の比率はやや高いものの、総じて履行率は非常に高いといえる。一部未履行のケース2件（DS184及びDS217）はいずれも、相対的に履行率が低い類型といわれる米国のAD措置に関連するケースである（下記III.2参照）。これらの2ケースについても、協定整合的な完全履行が望まれるものの、米国が一部ではあっても改善・履行し、勧告を尊重する姿勢は見せていることは考慮に値する。

履行率の高さには、我が国が法的主張を精査していること（ルール整合性を重視し法的に正当と認められる可能性が高い主張を行い、パネル・上級委員会の勧告内容を想定して法的主張を組み立てる等）や、協定に不整合であるとの判断を得た後、履行促進のために様々なツールを活用していること（合理的な履行期間の設定、被申立国の履行状況の精査、共同申立国との連携¹²、対抗措置等）なども寄与していると思われる。

<図表2：我が国が申立国であり、パネル・上級委員会判断において主張が容認されたケースの履行状況>

ケース名	履行状況	措置及び履行経過の概要
インドネシアー自動車関連措置（DS55）	履行済（履行期間満了前）	● 国民車として指定された国産車に対する減税等の優遇措置。 ● パネル報告書採択（1998年7月）後、インドネシアが履行期間満了（1999年7月）前に措置を完全撤廃。
カナダー自動車政策に係る措置（DS139）	履行済（履行期間満了前）	● 第Ⅱ部第1章2.主要ケース（1）参照。 ● パネル・上級委報告書採択（2000年6月）後、履行期間満了（2001年2月）前に撤廃。

9 脚注6の記事参照

10 協議要請総数から、報告書採択前のケース、報告書採択後履行期間満了前のケース、パネル手続が12ヶ月を超えて停止されパネル設置根拠が失われたケース（DSU第12条12）及び撤回又は二国間解決がWTOに通報されたケースの総和を削除したもの。

11 なお、履行された旨争いがないことが比較的明白なものとして、被申立国が履行をWTOに通知し申立国が異議を述べていないケース91件及び履行に関する両当事国間の合意が通報されたケース23件がある。

12 日本が申立国となったケースには、複数国が申立国となったケース（共同申立国ケースを含む）が多く含まれている（本文図表2掲載ケースのうちDS184以外は複数申立国ケースである）。一般に、申立国が複数となる経緯・理由はケースごとに様々であるが、複数申立国ケースは単独申立国ケースと比較して、申立国にとって申立国間で証拠収集や履行要求等におけるコスト負担を分担できるメリットがある。

ケース名	履行状況	措置及び履行経過の概要
米国－1916年AD法(DS162)	履行済 (履行期間経過・ 対抗措置申請)	● 第Ⅱ部第6章2. 主要ケース(1) 参照。 ● パネル・上級委報告書採択(2000年9月)後、履行期間が2001年12月末に経過し、申立国は譲許停止を申請。DSU第22条6仲裁が係属するも、米国の法改正の動きを受けて停止。米国が2004年12月に1916年AD法を廃止し履行。
米国－日本製熱延鋼板に対するAD措置(DS184)	一部履行	● 第Ⅰ部第3章「米国」アンチ・ダンピング3.(3) 参照。 ● パネル・上級委報告書採択(2001年8月)後、米国の法改正の動きを受けて履行期間(15ヶ月)を3度延長。 ● 米国は2002年までに一部改善し、2010年にサンセット・レビューの結果AD措置を撤廃したが、協定不整合判断を受けた法律の改正は行っていない。
米国－1930年関税法改正条項(バード条項)(DS217)	一部履行 (対抗措置発動)	● 第Ⅰ部第3章「米国」アンチ・ダンピング3.(1) 参照。 ● パネル・上級委報告書採択(2003年1月)後、履行期間(同年12月)が経過し、複数の申立国が2005年に対抗措置(譲許停止)を発動し、日・EUが毎年延長(留保する年もある)。 ● 米国は2006年にバード修正条項を廃止したが、2007年10月前に通関した物品に対する徴収税額について同条項に基づく分配を継続している。
米国－鉄鋼製品に対するセーフガード措置(DS249)	履行済 (採択前)	● 第Ⅱ部第8章2. 主要ケース(5) 参照。 ● パネル・上級委報告書採択(2003年12月)前(同月)に撤回。
米国－ゼロイング及びサンセット・レビューに係る措置(DS322)	履行済 (履行期間経過・ 対抗措置申請)	● 第Ⅰ部第3章「米国」アンチ・ダンピング3.(2) 参照。 ● 履行確認手続のパネル・上級委報告書の採択(2009年8月)後、DSU第22条6仲裁が係属。2012年2月当事国間で紛争解決に向けた覚書を締結し、これに基づき同月米国は商務省規則を改正し、ゼロイング方式を廃止。
EC－IT製品の完成上の取扱い(DS376)	履行済 (履行期間経過)	● 第Ⅰ部第4章「EU」関税(2) 情報技術協定の対象製品の取扱いにかかる関税分類問題① WTO パネルにおける検討の対象参照。 ● パネル報告書採択(2010年9月)後、履行期間(2011年6月)が経過し、ECは2011年6月から2013年10月にかけて関税規則を改正して関税分類を変更し、対象製品の関税を無税化(多機能複合機のみでも年140億円規模の税削減効果)。
カナダ－オンタリオ州による再生可能エネルギーによる発電に関する措置(DS412)	履行済 (履行期間経過)	● 第Ⅱ部第2章2. 主要ケース(5) 参照。 ● パネル・上級委報告書採択(2013年5月)後、履行期間(2014年3月)を同年6月まで一度延長。カナダは、同年6月中間的な改善(2013年6月にFTT制度の大規模プロジェクトを廃止し、同年8月に同制度の小規模プロジェクトにおけるローカルコンテンツ要求比率を引き下げ)をDSBに報告し、2014年7月に法改正によってローカルコンテンツ要求を完全撤廃。
中国－レアアース等の輸出規制措置(DS433)	履行済 (履行期間満了前)	● 第Ⅱ部第3章数量制限<参考>輸出規制4. 主要ケース(5) 参照。 ● パネル・上級委報告書採択(2014年8月)後、履行期間(2015年5月)前に履行(2015年1月に輸出枠撤廃、2015年5月に輸出税引き下げ)。
アルゼンチン－輸入制限措置(DS445)	履行期間経過・ 履行状況 精査中	● 第Ⅱ部第3章2. 主要ケース(4) 参照。 ● パネル・上級委報告書採択(2015年1月)後履行期間満了(2015年12月)。アルゼンチンは2016年1月DSBに完全に履行した旨報告しているが、共同申立国は履行状況を精査中。
中国－日本製ステンレス継目無鋼管に対するAD措置(DS454)	履行期間経過前	● 第Ⅰ部第1章「中国」アンチ・ダンピング措置・相殺措置[個別措置](2) 参照。 ● パネル・上級委報告書採択(2015年10月)後、9ヶ月25日の履行期間を設定。
ウクライナ－自動車セーフガード措置(DS468)	履行済 (採択後履行期間設定前)	● 第Ⅱ部第8章2. 主要ケース(8) 参照。 ● パネル報告書採択(2015年7月)後、ウクライナは2015年9月末に措置を完全撤廃。

他方、我が国が被申立国となり、パネル・上級委員会判断において我が国の主張が容認されなかった期間の経過は一部みられるものの、完全に履行して案件における我が国の履行状況は下記図表3のとおり。

＜図表3：我が国が被申立国となり、パネル・上級委員会判断において我が国の主張が容認されなかったケースにおける我が国の履行状況＞

ケース名	履行状況	措置及び履行経過の概要
酒税格差 (DS8,10,11)	履行済 (履行期間経過・代償合意)	● 第Ⅱ部第2章2. 主要ケース(1) 参照 ● 1996年11月パネル・上級委員会報告書採択後、1997年12月に代償合意、履行期間（1998年2月）経過後2000年10月に履行。
リンゴ等農産品に係る輸入検疫 (DS76)	履行済 (履行期間経過)	● リンゴ等農産物の輸入検疫を品種別に判断する措置がSPS協定(2.2条、5.6条等)に不整合と判断された。 ● 1999年3月パネル・上級委員会報告書採択後、履行期間（1999年12月末）経過後の2001年8月に二国間合意。
リンゴの輸入に係る措置 (DS245)	履行済	● リンゴ輸入解禁の条件である火傷病に関する検疫措置について SPS 協定（2.2 条、5.6 条等）に不整合と判断された。 ● 履行確認手続のパネル報告書の採択（2005 年 7 月）後、2005 年 8 月に二国間合意（DSU 第 3 条 6）を DSB に通報。
韓国製 DRAM チップに対する相殺関税措置 (DS336)	履行済	● 第Ⅱ部第7章2. 主要ケース(2) 参照 ● パネル・上級委員会報告書の採択（2007 年 12 月）後、我が国は、履行期間（2008 年 8 月）直後の 2008 年 9 月に再調査の結果を踏まえて相殺関税措置を講じ、事情変更レビューにより 2009 年 4 月に同措置を撤廃。 ● 韓国は 2008 年 9 月に履行確認パネルの設置を要請したが、2009 年 3 月に検討停止を要請。2010 年 3 月にパネルが消滅（DSU 第 12 条 12）

III. 背景・原因の分析

1. 勧告・対抗措置の法的性質・実態について

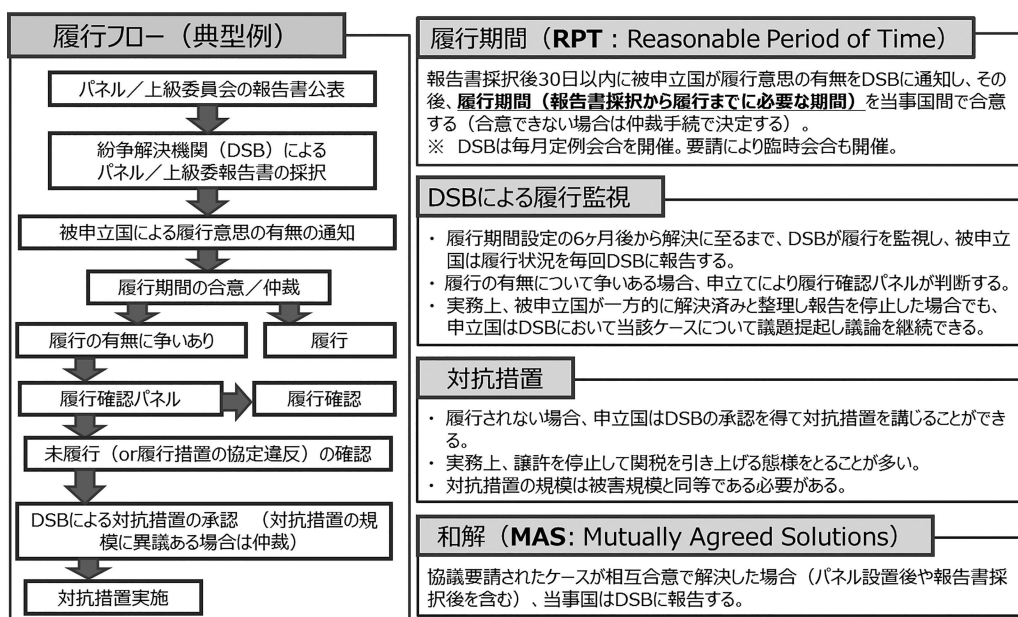
(1) WTO 紛争解決手続の履行スキーム概要：勧告及び対抗措置の性質

WTO 紛争解決手続の履行スキームでは、まず、DSU の規定する手続によらず、自国のみの判断で WTO 協定上の義務違反等に対する制裁措置（一方的措置）を講じることは禁止される（DSU 第 23 条）

（第Ⅱ部第15章参照）。また、被申立国が勧告を履行しない場合に申立国が履行を促進する手段として、DSB の承認に基づく譲許停止等の対抗措置があり（DSU 第 22 条 1 及び 2）、対抗措置は、無効化又は侵害の程度と同等の程度である必要があり（DSU 第 22 条 4）、懲罰的要素を含んではならない¹³。その他の履行プロセスの概要について下記図表 4 参照。

¹³ EC－バナナ（DS27）DSU第22条6仲裁決定para.6.3。

＜図表 4：WTO 紛争解決手続の履行プロセス＞



WTO 紛争解決手続におけるパネル・上級委員会
の勧告（DSBの採択によりDSBの勧告となる）は、
履行確保の観点からは、以下の点で国内裁判や商事・
投資仲裁判断と比して制約がある。まず、国家主権
の尊重等の趣旨に鑑みて、一般に国家間紛争におい
て国際法上の義務の履行を当事国の意に反して直接
に強制することはできないと解されるため、強制執
行できない。また、前記Ⅰのとおり、勧告は救済と
して措置の将来的な是正を求めるものであって過去
の損害について遡って賠償を求めるものではなく、
かつ、履行を促す措置として活用されるのは専ら譲
許停止であり、金銭的補填（代償）の活用は限定的
である。

（2）対抗措置の活用実態

これまでに対抗措置の承認が申請された（DSU
第22条2）ケースは38件（第Ⅱ部第17章図表Ⅱ-
17-2参照）¹⁴、対抗措置が実際に発動されたケースは
8件¹⁵であり、それぞれ、勧告が採択され履行期間
が満了したケース（約190件）の約20%及び約4%
に相当する¹⁶ところ、対抗措置の承認申請に至る比
率は必ずしも高くなく、また、対抗措置が発動され
るケースは比較的稀である。

なお、対抗措置の承認申請が行われたケースの被
申立国は、先進国、特に米国が突出して多い¹⁷が、
これらのケースも補助金案件、米国のAD措置、大
西洋案件など相対的に履行しにくいといわれている
類型のケース（下記2参照）であり、また、米国は

14 このうちDSU第22条6仲裁判断に至ったものは20件。

15 8件の内訳は、米国外バード修正条項ケース（DS217/DS234）に関する4件（EU、日本、カナダ及びメキシコが発動）（第Ⅰ部第3章「米国」アンチ・ダンピング3.(1)参照）、米国-FSC税制ケース（DS108）に関する1件（EUが発動）（第Ⅱ部第7章2.主要ケース(8)参照）、EC-ホルモン牛肉規制ケース（DS26、DS48）に関する2件（カナダ及び米国が発動）（第Ⅱ部第11章2.主要ケース(1)参照）並びにEC-バナナ輸入制度ケース（DS27）に関する1件（米国が発動）（第Ⅱ部第15章2.主要ケース(3)参照）である。対抗措置発動に至る背景は概ね不履行の背景（本文2(2)参照）と同様に分析しうると思われる（各ケースの具体的な経緯については関連章主要ケース欄を参照されたい）。

16 日本が申立国となった図表2掲載のケースのうち、対抗措置を申請したのは3件（DS162、DS217及びDS322）、実際に発動したのは1件（DS217）に限られている。

17 38件の内訳は米国26件、豪州1件、ブラジル1件、カナダ3件、EU6件、日本1件。

そもそも被申立国となったケースが他の加盟国と比較して突出して多く¹⁸、そのうち履行されているケースも多数あり、米国が被申立国となったケース全体のなかでは履行されていないケースは相対的には限定されていることに留意が必要である。

2. 不履行事例の原因分析

(1) 不履行事例・対抗対応事例

従来、(a) 補助金案件 (EU・韓国の造船補助金¹⁹、カナダ・ブラジルの航空機補助金²⁰、米・EUの航空機補助金²¹等)、(b) SPS案件 (豪州－鮭検疫事件²²)、(c) いわゆる大西洋間案件 (transatlantic issues)²³ (EC－ホルモン牛肉規制事件²⁴、EC・バナナ輸入制度事件²⁵、米国・FSC税制事件²⁶、米国－著作権法110条事件²⁷、1998年歳出法211条事件²⁸)、(d) 米国のAD措置 (バード修正条項²⁹、ゼロリング方式³⁰等) 等が著名な不履行事例として議論されてきた。このうち、(b) 及び (d) は措置を是正すべき旨の勧告にも関わらず履行しない場合 (不履行事例) であるが、(a) 及び (c) は当初のケースの不履行に留まらず、対抗的に別件を紛争解決手続に提起するという効果まで派生した場合 (対抗対応事例) といえる。

また、近年の注目すべき傾向として、中国がWTO加盟後申立国としても被申立国としても積極

的に紛争解決手続に参加しており、かつ、被申立国として勧告を受けた場合には比較的速やかに履行しており、目立った不履行事例は見当たらない (例えば中国－レアアース輸出規制ケース³¹でも履行期間内に履行) ことが挙げられる。

なお、中国による対抗対応事例のように見える例として、我が国のねぎ等3品目の対中SG暫定措置を受けて中国が日本産自動車等に特別関税を賦課したこと (第Ⅱ部第8章2. (参考) 参照) や、米国－対中タイヤSG措置ケース (DS399) において米国の措置発動後直ちに中国が協議要請したこと (第Ⅱ部第8章2. (6) 参照) がある。しかし、前者は中国のWTO加盟前の措置であり、また、いずれも相手国の紛争解決手続の利用ではなく貿易救済措置への対応であることからすれば、紛争解決手続の利用・不利な判断に対して対抗的な対応がとられた事例という意味での対抗対応事例には当たらないといえる。

(2) 不履行事例の背景・影響

履行が円滑に行われるか否かに影響しうる要素として、下記のものが考えられる。

- 措置の設計・是正プロセスの重さ：是正に議会の関与が必要である場合、履行しない方向に傾く可能性がある³²。たとえば、米国

18 脚注6の記事参照。米国124件に対し、次点のEUが82件、3位の中国が33件である (日本は15件)。

19 DS273、DS307

20 DS46、DS70、DS71、DS222

21 DS316、DS317、DS347、DS353、DS487

22 DS18

23 紛争解決手続に係属している米欧間ケースで、不履行に対する応酬として両国がさらに互いに対して複数のケースを提起し合う事態となったもの。

24 DS26

25 DS27

26 DS108

27 DS160

28 DS176

29 DS217、DS234

30 DS294、DS322

31 DS431、DS432、DS433

32 当該措置国の法体系における国際法の国内法的効力やWTO協定自体の国内的実施の態様 (例えば米国ではWTO協定は議会の授権に基づき行政府が締結した一種の行政協定と整理され、連邦法とWTO協定が抵触する場合は前者が優先する旨が国内法上規定されている) も、WTO協定不整合性を理由とする議会の法律改正の難易度に影響しうる。

のAD措置関連ケースについては、議会による立法行為が必要である場合には相対的に勧告の履行率が低くなるといわれる。

- 措置の性質：規制目的が環境保護、消費者保護等である場合、規制裁量の範囲内であるとの議論を惹起し易く、政治的な反発が強くなる傾向がある。この点、協定遵守が措置国自身にとっても利益になること（WTO協定遵守による共通利益）（下記3④）を説得的に説明することは、措置の規制目的を考慮してもなお履行が有益であるとの判断に資するため重要と思われる。
- 対抗措置（譲許停止）の規模：一般に、対抗措置の規模が大きいほど是正を促す効果も大きいと考えられる。

また、不履行による影響・派生効果について、対抗対応事例のように、紛争解決手続の利用が別の紛争解決手続を惹起し「貿易紛争」化する例は実際に存在するが、これらの事例も、貿易紛争のフォーラムをWTO紛争解決手続という法的な場に集中させ、できる限り外交関係・政治問題から切り離すという意味での貿易紛争の非政治化に成功していると評価することも可能と思われる。

3. 履行率の高さの原因分析

上記1及び2(2)のとおり、対抗措置は必ずしも頻繁に発動されているわけではなく、また、被申立国には履行しないインセンティブも一定程度ありうるにもかかわらず、実態としてWTO紛争解決手続における勧告の履行率が高いのは、敗訴国が自発的に履行するケースが多いためと思われる。では、なぜ敗訴国が自発的に履行する確率が高いのか。必ずしも網羅的ではないが、考える要素を下記①～④のとおり列挙したい。

その際、履行主体は直接的には政府であるが、政府が円滑に履行しうるか否かに重要な影響を与える主体として、当該政府措置の影響を受ける国内の利害関係者があり、かつ、国内の利害関係者には当該政府措置によって恩恵を受け措置存続を志向する者及び当該政府措置によって悪影響を受け措置撤廃を志向する者の双方がありうることを考慮するべきであろう。例えば下記の4つの要素のうち、政府が措置存続を志向する国内利害関係者を説得できるか否かという側面に影響するのは、対抗措置を課されることによって受ける負担（下記①）やパネル・上級委員会判断の説得力・信頼性（下記③）であると思われる。

① 制度的担保：上記図表4のとおり、自主的な履行を促進する制度として、対抗措置の他にも、毎月開催されるDSBによる履行状況の監視制度がある。DSBは、被申立国による履行意思の通知・RPTの設定（DSU第21条3）・対抗措置（譲許の停止）の承認（DSU第22条2）等の様々な履行過程に関与する。DSBの監視の結果、被申立国は、不履行を選択した場合には対外的な説明の手続的負担が増し、また、自国のレピュテーション（名声）に影響が生じることをより強く意識すると思われる。

② 申立国・被申立国の立場の相互互換性：上記2(1)の中国の例が該当しうるように、自らも今後申立国になる可能性が高い国ほど、将来のケースにおいて相手国に勧告を履行しない口実を与えるリスクを考慮して、協定に不整合であるとの判断がある以上履行すべきという判断に傾く可能性がある。

3 詳細は第Ⅰ部第1章「模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題」参照。

4 中国の刑事措置の閾値とTRIPS協定との整合性に関する問題については第Ⅰ部第1章「中国」（刑事上の制裁）参照。

- ③ 精緻かつ蓄積された先例に基づくパネル・上級委員会報告書の説得力・信頼性：パネル・上級委員会報告書の論理的質が高いほど、被申立国は、国際的な信頼性の高さ・外圧を根拠に、措置を是正する方向に譲歩するよう国内関係者を説得できる可能性が高くなる。また、先例の蓄積によって規範がより明確化されると、協定不整合的な措置の導入を未然に防ぐ効果も期待できるようになる（上記 II.1 参照）。
- ④ WTO 協定が遵守されることによる加盟国の「共通利益」（自由貿易秩序の安定・維持³³）の確保・増進：自由貿易秩序の確保によって各加盟国は長期的に win-win の関係になる。WTO の文脈における「共通利益」（自由貿易秩序の安定・維持）は経済的利益であり、国家にとって自国にも有益であると判断し易いことが履行を促す方向に機能している可能性がある。なお、自由貿易秩序の安定・維持という「共通利益」は、第三者機関が協定不整合であると明示的に判断した措置を改善しなければ、他の加盟国による協定不整合な措

置を許す口実を与えることになるという考慮も包摂するため、その点において上記②とも共通する。

この点、我が国は従来から通商問題の検討に当たって WTO 協定を含む国際ルールを基準とするルール志向型を提唱してきたが、今後はさらに、他国によるルール遵守（勧告の履行を含むがそれに限られない）を促進するという観点から、ルール遵守は「共通利益」の増進に資し、ゆえに措置国にとっても利益があることを、さらに意識的・説得的に主張していく必要があると思われる（上記 2(2) 参照）。我が国にとって、WTO は、全ての加盟国が WTO 協定という同一の基盤的国際通商ルールによる公正な規律を受ける場として重要であり、WTO 紛争解決手続は、同ルールの適正な適用を確保することによって、WTO というシステムを根本において支えるものである。ルール遵守による共通利益について説得的な主張を行っていくことは、WTO 紛争解決手続及び WTO の活用を促進し、活力を維持し、有効性をさらに向上させていくためにも有意義であると思われる。

以上

33 共通利益としての自由貿易秩序の安定・維持の実体的内容については、比較優位論等様々な考え方がある。なお、「共通利益」の精査・特定は、紛争解決手続の修正・改善の要否（例：金銭賠償の要否等）を議論するうえでも有益である。